

いおかぜ

No.376 2026 9月号

藤沢税務署の人事異動(7月10日発令).....	2~3
事業報告	4~5
第148回税金よもやま話	
「食事の支給ー所得税の非課税限度額が拡大されました」.....	6
第67回「知って得する？」社労士の独り言	
「8月1日から実施された高額医療費制度の見直しの概要」.....	7
医療百話	
「身体への負担に配慮した大腸がんのロボット支援手術」.....	8
租税教室	8
会員増強月間のお知らせ.....	9
令和8年度下期分口座振替のお知らせ.....	9
インターネットセミナーのご案内.....	10
Shonanいまこの人	
第9回 感動写真体験会 宮本英治氏.....	11



公益社団法人 藤沢法人会

署

長に横山氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、前田真宏署長は東京国税局総務部情報システム課分析官として転出され、新署長に税務大学校から横山幸生氏が着任されました。

法人課税部門では内門伸二副署長が留任され、法人課税第1部門の川出貴弘統括国税調査官と三棹貴史審理担当上席国税調査官が異動され、蒲田税務署から内山健治統括国税調査官と保土ヶ谷税務署から尾上岳大審理担当上席国税調査官が着任されました。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様におかれましては、是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。



着

任の御挨拶

藤沢税務署長

よこやま
横山

ゆきお
幸生

初秋の候、公益社団法人藤沢法人会の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびの人事異動により、税務大学校から転任して参りました横山でございます。前任の前田同様のご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

相原会長をはじめ、公益社団法人藤沢法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格段のご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

藤沢税務署の管轄する藤沢市、茅ヶ崎市及び高座郡寒川町の2市1町は、江の島やサザンビーチ、寒川神社等の著名な観光スポットを有する風光明媚な地であり、このような地域を管轄する税務署長として、藤沢法人会の皆様方とお付き合いさせていただく機会を得られましたことは、誠に光栄であり、同時にその職責の重さを感じているところでございます。

貴会におかれましては、公益社団法人として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、税に関する各種研修会や講演会、次代を担う児童を対象とした「租税教室」の開催や「税に関する絵はがきコンクール」を行うとともに、地域

主催のイベントにおける広報活動などを積極的に実施し、さらには交通安全啓蒙グッズ等の各地域への寄贈をはじめとした社会貢献活動にも積極的に取り組まれておられます。こうした様々な活動を通じて、納税者の自発的な納税道義の維持・向上に加え、地域社会の発展にも大きな役割を果たしておられることに深く敬意を表する次第です。

さて、国税当局においては、納税者の利便性の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進への貢献も図る観点から、これまで進めてきました税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおります。

藤沢法人会の皆様方におかれましては、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用推進や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人藤沢法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	横 山 幸 生	税務大学校 和光校舎 専門教育部 主任教授
副 署 長 (個 人)	川 村 聖 子	税務大学校 和光校舎 総合教育部 教授
副 署 長 (法 人)	内 門 伸 二	留 任
副 署 長 (総 務)	脇 隆 彦	留 任
総 務 課 長	木 村 周 介	鶴見税務署 総務課長
税 務 広 報 広 聴 官	伊 藤 篤 志	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	舌 津 啓 子	東京国税局 業務センター 連絡調整官
特別国税調査官(法人)	石 川 博 久	川崎北法人会 法人担当副署長
特別国税調査官(法人)	卯 野 泰 久	横浜中税務署 法人課税担当 特別国税調査官
法人課税第1統括官	内 山 健 治	蒲田税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2統括官	佐 藤 好 秀	留 任
法人課税第3統括官	阿 部 知 代	東京国税局 査察部 査察第25部門 主査
法人課税第4統括官	藤 井 美 香	渋谷税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第5統括官	根 岸 和 之	留 任
法人課税第6統括官	田 村 朋 伸	藤沢税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
連 絡 調 整 官	門 田 壮 平	留 任
法人課税第1上席調査官	尾 上 岳 大	保土ヶ谷税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
法人課税第1調査官	河 合 友里奈	留 任

【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	前 田 真 宏	東京国税局 総務部 情報システム課 分析官
副 署 長 (個 人)	名 倉 裕 一	国税庁長官官房 東京派遣 監察官
総 務 課 長	米 谷 貴 子	戸塚税務署 法人課税担当 特別国税調査官
税 務 広 報 広 聴 官	平 山 奈都子	保土ヶ谷税務署 資産課税第1部門 統括国税調査官
特別国税調査官(法人)	井 尻 さつき	東京国税局 総務部 税務相談室 主任相談官
特別国税調査官(法人)	門 野 宗 徳	四谷税務署 法人課税担当 特別国税調査官
法人課税第1統括官	川 出 貴 弘	世田谷税務署 法人特官部門 上席国税調査官
法人課税第3統括官	日 下 多佳子	東京国税局 業務センター横浜南分室 管理官
法人課税第4統括官	田 村 朋 伸	藤沢税務署 法人課税第6部門 統括国税調査官
法人課税第6統括官	茂 木 志 麻	渋谷税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第1上席調査官	三 棹 貴 史	銚子税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官

※法人課税第1調査官は法人会担当者のみ記載

※法人課税第1部門調査官は法人会担当者のみ記載



内門 副署長



内山 統括



尾上 上席



河合 調査官

6/25(木)

参加人数16名

寒川支部ゴルフ大会 (レイクウッドゴルフクラブ)

寒川支部はゴルフ大会を開催しました。

1位 谷藤 孝一氏〈MKデザイン〉

2位 石塚 雄司氏〈賛助会員〉

3位 田村 清成氏〈学校法人磯川学園倉見幼稚園〉

7/10(金)

参加人数25名

藤沢東支部BBQ大会(3+3CAFE)



藤沢東支部はBBQ大会を主催し、Fブレイス6階最上階にある『3+3CAFE』で開催しました。

7/11(土)

参加人数89名

藤沢南・北・北東支部合同BBQ大会(海の家AOSHIRO RESORT)



藤沢南支部・藤沢北支部・藤沢北東支部は合同でBBQ大会を主催し、片瀬海岸西浜にある『海の家AOSHIRO RESORT』で開催しました。



7/12(日)

参加人数126名

藤沢西支部BBQ大会(海の家AOSHIRO RESORT)



藤沢西支部はBBQ大会を主催し、片瀬海岸西浜にある『海の家AOSHIRO RESORT』で開催しました。

7/21火

参加人数20名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会は税務経営セミナーを主催し、ガーディアン社会保険労務士事務所代表で元刑事の恵島美王子氏をお招きし、“2026年改正労働法のポイント・いま押さえない！労務の重要ポイント”と題するセミナーを開催しました。

7/29水

参加人数59名

藤沢北支部ボウリング大会(GiGO BOWL湘南とうきゅう)



藤沢北支部はボウリング大会を開催しました。

- 1位 齊藤 孝彦氏〈昭栄通信(有)〉
- 2位 氏原 政幸氏〈榊長谷川土建〉
- 3位 小玉 聡氏〈森山建設(株)〉



8/18火

参加人数44名

寒川支部ボウリング大会(寒川セントラルボウル)



寒川支部はボウリング大会を開催しました。競技結果を基にグループ分けを行いそれぞれ表彰しました。

〈男性〉Aグループ

- 1位 府川 裕行氏〈(株)西湘土木〉
- 2位 三浦 明夫氏〈いすゞユニテック(株)〉
- 3位 松本 邦夫氏〈いすゞユニテック(株)〉

〈女性〉Aグループ

- 1位 太田 尚子氏〈いすゞユニテック(株)〉
- 2位 新倉 順子氏〈(株)西湘土木〉
- 3位 布川 尚子氏〈(有)ラテラル・テック〉

〈男性〉Bグループ

- 1位 石川 宜永氏〈三光化学工業(株)〉
- 2位 小谷 利雄氏〈(有)小谷木型製作所〉
- 3位 佐藤 義人氏〈(有)ラテラル・テック〉

〈女性〉Bグループ

- 1位 井村 千尋氏〈(井村ガス(株)〉
- 2位 内山 綾氏〈(井村ガス(株)〉
- 3位 長谷川成美氏〈(株)土喜土喜キッチン〉

税金よもやま話

第
148
回東京地方税理士会
藤沢支部 税理士
石原直明

食事の支給 — 所得税の非課税限度額が拡大しました

物価高が続く中、社員の生活支援や福利厚生として「食事補助（食事の現物支給）」が見直されています。

国税庁の通達改正により、令和8年（2026年）4月1日支給分から、食事の現物支給に係る所得税の非課税上限が「月額3,500円」から「月額7,500円（税抜）」へと大幅に引き上げられました。また、深夜勤務に伴う夜食代としての金銭支給の非課税限度も改正により、「1回の支給額が300円」から「1回の支給額が650円」に引き上げられました。

今回は従業員等の皆さんに食事を提供した場合の取り扱いについてお伝えします。

1. 非課税となる要件

会社が負担した食事代を「給与（課税）」とみなされず「非課税」で処理するには、次の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ①社員が食事代の「50%以上」を負担していること。
- ②会社の負担額が「月額7,500円（税抜）以下」であること

2. この制度の対象となる食事

代表的なものとして、仕出し弁当や賄いなどが挙げられます。業者から購入したお弁当などを従業員等に支給する場合は、その業者に支払うお弁当などに係る費用が食事の支給として本取扱いの対象になります。

3. 食事の支給に代わり、従業員等に食事代を金銭支給する場合

食事代としての金銭支給に本取扱いは適用されません。あくまで従業員等への食事の支給で

ある必要があります。従業員等に金銭支給した場合は、その全額が給与等の課税対象となります。

4. 残業時に食事を支給した場合

残業又は宿直、日直（通常の勤務時間外の勤務）をした場合に支給する食事については、給与等として課税する必要はないとされています。

例えば、18時までが通常の勤務時間であるところ21時まで時間外勤務をした場合に支給する夕食は、勤務に伴う実費弁償的なものであるため、給与等として課税されないこととなっています。

5. 深夜勤務に伴う夜食代としての金銭を支給した場合

深夜勤務に伴う夜食代としての金銭支給の非課税限度額も改正により、令和8年（2026年）4月1日支給分から、「1回の支給額が300円」から「1回の支給額が650円」に引き上げられています。金銭の支給対象者は深夜勤務者です。深夜勤務者とは、「労働協約又は就業規則等により定められた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者」のことです。

6. おわりに

従業員へ支給する食事代を福利厚生費として経費での計上が可能できれば、従業員の所得税も非課税となるため、会社側・従業員側ともに大きなメリットがありますので、まだ整備していない会社はご検討してみてはいかがでしょうか。

第 67 回

「知って得する?」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

8月1日から実施された高額医療費制度の見直しの概要



政府は医療保険制度改革の一環として、医療費の患者負担を一定額に抑える高額療養費制度の患者負担の上限を引き上げるなどの見直しを閣議決定し、5月29日に「健康保険法等の一部を改正する法律」を成立させ6月5日に公布、8月1日から施行しました。

今回の高額療養費制度の見直しは2段階で行われ、制度全体の持続可能性の確保の観点から、8月から低所得の方の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の方に追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持した上で、新たに「年間上限」を設けるとともに、令和9年8月から標準報酬月額が15万円以下の方の「多数回該当」の金額を引き下げるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化したとされています。

高額療養費制度とは、1か月ごとに医療機関等に支払った医療費が高額となった場合に、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

また、自己負担額は世帯で合算（世帯合算）ができるため、世帯（被保険者とその被扶養者）が複数の医療機関で受診や入院した場合でも、自己負担額を世帯で合算し、その額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。【合算対象のポイント】は次の通りです。

- ①自己負担額は1か月（1日から末日）ごと医療機関ごとに計算します。同じ医療機関でも「医科入院」「医科外来」「歯科入院」「歯科外来」はそれぞれ別に計算します。
- ②処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた際の自己負担額は、処方せんを発行した医療機関の自己負担額に合算して計算します。
- ③70歳未満の方は、1つの医療機関（上記の区分ごと）の自己負担額が21,000円以上の場合のみ合算できます。70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。
- ④保険外併用療養費の差額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費、差額ベッド代、先進医療費の自己負担額は対象となりません。

被保険者、被扶養者ともに同一月内の医療費の自己負担限度額は、年齢及び所得に応じて下表の算式により算出することができます。

70歳未満の方の区分(令和8年8月～令和9年7月)
所得区分別の自己負担限度額〈〉内は多数回該当の場合 ※1

被保険者の所得区分		自己負担限度額	年間上限額 ※4
ア	83万円以上	270,300円＋ (総医療費※2－901,000円)×1% 〈140,100円〉	168万円
イ	標準報酬月額 53万～79万円	179,100円＋ (総医療費－597,000円)×1% (93,000円)	111万円
ウ	28万～50万円	85,800円＋ (総医療費－286,000円)×1% 〈44,400円〉	53万円
エ	26万円以下	61,500円 〈44,400円〉	53万円 ※5
オ	低所得者 ※3	36,900円 〈24,600円〉	29万円

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4か月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさ

らに軽減されます。

- ※2 総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。
- ※3 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方
- ※4 年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12か月の合計を対象とします。
- ※5 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。

70歳以上75歳未満の方の区分(令和8年8月～令和9年7月)
所得区分別の自己負担限度額〈〉内は多数回該当の場合 ※1

被保険者の所得区分		自己負担限度額			
		個人ごと(通院)		世帯ごと(入院を含む)	
		月額 上限額	年間 上限額	月額 上限額	年間 上限額
現役並み所得者	83万円以上	—	—	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1% (140,100円)	168万円
	53万～79万円	—	—	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1% (93,000円)	111万円
	28万～50万円	—	—	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1% (44,400円)	53万円
	一般(標準報酬月額26万円以下)	22,000円	216,000円	61,500円 (44,400円)	53万円 ※8
低所得者Ⅱ ※6		11,000円	96,000円	25,700円 (24,600円)	29万円
低所得者Ⅰ ※7		8,000円	—	15,700円	18万円

- ※6 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方
- ※7 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方
- ※8 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。

なお、紙面の都合により令和9年8月以降の「高額療養費自己負担限度額」表は省略しました。「高額療養費制度の見直しについて(令和8年8月診療分から)」の4枚目以降の「患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額」表をご参照ください。

出典：厚生労働省ホームページ、協会けんぽホームページ
高額療養費制度を利用される皆さまへ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html

高額療養費制度の見直しについて

(令和8年8月診療分から) (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001726232.pdf>

【制度改正】

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます（協会けんぽ）

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/public_relations/009/002/index.html

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
外科部長(消化器外科)
柳田 剛



「身体への負担に配慮した 大腸がんのロボット支援手術」

大腸がんは、結腸や直腸に発生するがんの総称で、日本では年間約15万人が新たに診断される、患者数の多いがんです。40代頃から増加し、早期発見・適切な治療が大切です。

近年、大腸がん手術は、お腹を大きく切る開腹手術から、腹腔鏡手術やロボット支援手術へと進歩しています。当院では、手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」を用いたロボット支援手術を行い、患者さんの身体への負担に配慮した治療に取り組んでいます。

ロボット支援手術では、医師が高精細な3D映像を見ながら、手首のように自在に動く精密な器具を操作します。狭い骨盤内で行う直腸がんの手術でも、病変を正確に切除しながら、排便・排尿機能や性機能に関わる神経や周囲の組織をできるだけ温存できることが特長です。また、小さな傷で

手術を行うため、出血や術後の痛みを抑えやすく、回復や日常生活への復帰も期待できます。



さらに当院では、NOSE(経自然孔的標本摘出術)を積極的に取り入れています。これは、切除した腫瘍を腹部に新たな切開を加えず、肛門などの自然の出口から体外へ取り出す手術方法です。腫瘍摘出のための追加切開が不要となるため、傷をさらに少なくでき、術後の痛みの軽減にもつながります。なお、腫瘍の大きさや位置などにより適応は異なります。

大腸がん治療では、がんを確実に切除することに加え、術後の生活の質(QOL)をできるだけ維持することも重要です。当院では、安全性を第一に、一人ひとりの病状に合わせて術式を選択し、患者さまが安心して治療を受けられるよう努めています。

租税教室

青年部会と女性部会では藤沢税務署管内の小学校を対象に租税教室を開催しています。

今回は藤沢市、茅ヶ崎市の小学校4校で、税金の使われ方等、税についての授業を行いました。

6/23 藤沢市立秋葉台小学校

6年生 3クラス 101名



7/14 藤沢市立亀井野小学校

6年生 3クラス 100名



6/19 茅ヶ崎市立松林小学校

6年生 4クラス 140名



7/9 藤沢市立御所見小学校

6年生 3クラス 75名



9月1日から12月31日まで会員増強月間展開中！ みんなで広げよう！法人会の輪

組織委員長 横山 貢

藤沢法人会では、9月1日から12月31日までを「会員増強月間」として、新しい仲間づくりに取り組んでいます。

法人会は、異業種の経営者が集い、税に関する研修や講演会、地域貢献活動、会員同士の交流など、さまざまな活動を通じて地域企業を応援しています。

こうした活動をさらに充実させていくためには、多くの仲間の力が必要です。

「法人会ってどんな活動をしているの?」、「入会するとどんなメリットがあるの?」そんな興味をお持ちの経営者や事業者の方が身近にいらっしゃいましたら、ぜひ法人会をご紹介します。

皆さまからのお声掛けが、新たな出会いにつながり、法人会の未来を育てる大きな力になります。

一人ひとりの協力が、地域をそして法人会を元気にする第一歩です。

会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

みなさんも新しい会員をご紹介します!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部には報奨金を贈呈いたします。

※特典については下記をチェック!!

個人の特典 (会員増強月間以外でもOK)

- 1件以上の勧奨による入会で、記念品を贈呈。成績上位の方には、6月の本部総会で表彰します。

支部・地区の特典 (会員増強月間限定)

- 支部報奨金 6件の達成で30,000円
- 地区報奨金 1件あたり5,000円
- 増強月間中の入会数10件を超えるとさらに30,000円

※賛助会員の入会も勧奨による入会であれば上記カウントに含めます。

令和8年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和8年度下期分(令和8年10月1日～令和9年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和8年11月16日(月)

口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

藤沢法人会よりインターネットセミナーのご案内

藤沢法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.fujisawahojinkai.or.jp/>

〇〇会 検索 で検索いただけます

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●● パスワード: ●●●●● ログイン

ID・パスワードは

会員ID: **hj0225** パスワード: **6444**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め マナーをマナーに変える！
品格経営

品格経営戦略コンサルタント / マナー解説者
西出 ひろ子

お勧め 最高の成果を生む
「経営者の健康」

人材育成コンサルタント
吉見 明浩

お勧め はじめてのMicrosoft 365
Copilot入門

株式会社ブレーン 専任講師
岩見 誠

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
一般経営	元テスラが語る！ 自動運転が起す産業革命	パートチグサ	31分	研修・人材育成	NEW 定着率を高めて 業績を躍進させる5大ポイント	北 宏志	31分
	観光で稼ぐDXとAI活用	高橋 敦司	44分		人生を変える“集中力”	森 健次朗	39分
	日本の未来を切り拓く技術と人財	金子 一嗣	35分		“アイデア”で変わる チームの会話術	大澤 孝	29分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	パソコン 経理・財務	自衛隊式！ 組織を強くする人材育成	吉永 ケンジ	45分
政治経済	「昭和100年」に見る 日本経済復活への教訓	岡田 晃	59分		Copilotを使って資料を作る PowerPoint講座	岩見 誠	27分
	世界の未来が見えてくる	奥山 真司	45分		顧問税理士の 選び方と活かし方	長尾 元彦	36分
ライフスタイル 健康	防犯対策セミナー マジックにダマされてもサギにはダマされない	ミスターTK	9分	労務	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	日本が誇る“きもの”文化（後編）	三宅 てる乃	26分		ハラスメント予防セミナー	小澤 将司	38分
	親が知るべき！ 子どものスマホ安全ガイド	鈴木 朋子	34分		中小企業の障害者雇用 はじめの一步	木下 文彦	40分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは藤沢法人会事務局まで TEL:0466-22-6444



— 第9回 —

人物紹介

フォトグラファー 宮本 英治さん

(本誌「しおかぜ」表紙撮影担当)

定年後の生きがい。カメラで繋ぐ「感動写真体験会」を主催

徳島県出身、鎌倉市在住のフォトグラファー宮本英治さん。写真との出会いは、高校時代。「バレーボール部だったんですが、肩を壊してしまい、新聞部に入部して、競技を支える側として撮影したのが最初です」。大学卒業後、服飾関係(アパレル)で営業職として38年間勤めますが、「その間カメラを手にすることはほとんどありませんでした。定年が近づき、その後の人生を考えたとき、ふと写真の世界が鮮やかに蘇ってきました」と宮本さん。仕事と両立しながら、NHK学園の通信教育と専門学校に通い、写真の基礎を学び直し、独立への準備を進めてきました。

2021年12月、「写真レッスン会」を立ち上げたところ、コロナ禍にもかかわらず、一眼レフ、ミラーレスカメラを所有しながらも使いこなせずにいるシニア層や主婦層からの需要が予想以上に多かったそうです。現在、「感動写真体験会(個人・グループ)」や「出張撮影」のほか、着物フォト撮影、撮影&講評会の講座開催など幅広く活動しています。

「感動写真体験会」は、湘南エリアを中心に、古都鎌倉の寺院や湘南の海、四季折々の花などを題材に、プロの撮影の技を丁寧にレクチャーし、「出張撮影」では、家族の行事やイベント撮影のほか、高齢者施設を訪問し、入居者と家族の笑顔を写真に収めています。「今後は、メモリーフォト(遺影や記念写真)のニーズにも応えていきたいですね」と宮本さん。

「生徒の皆さん、イキイキと撮影しています。撮影スポットを訪ね、歩き回ることが健康と長寿に繋がっていると確信しています。これからも、写真を撮る楽しさと魅力と感動の輪を広げていきたいと思います!」



「感動写真体験会」は100名以上の生徒が所属。最高齢は95歳。毎年2月、鎌倉で写真展を開催し、生徒さんの作品を展示しています。高齢者施設を訪問する出張撮影会も好評です。



▲2026年7月、第10回「フォトコンテスト神奈川」で最優秀賞を受賞。「編笠に隠れて」は、富山の風の盆で一枚の一枚。

◀▼日本各地を訪れ、風景、人、モノを被写体に、最高の一瞬を捉え続けています。



▼「ちよつとしたカメラ設定とコツ」で、写真は見違えるようにレベルアップしますよ!!

感動写真体験会で、写真撮影を楽しく学んでみませんか?



フォトグラファー 宮本英治

個人・グループレッスン、写真教室、出張写真撮影、感動写真体験会

●受賞歴

鎌倉プロモーションフォトコンテスト入賞
埼玉越谷阿波踊りフォトコンテスト入賞
「フォトコンテスト神奈川」最優秀賞受賞



詳細はこちらから

税務会計顧問業務のサービス内容

定期的な訪問

- ・ 毎月担当者が貴社を訪問し、会計資料の精査や
税務面・経営面についてトータルのアドバイスを行います。
- ・ 帳簿の付け方や経理全般について一から実務指導を行います。
- ・ クラウド会計の導入から導入後の実務をサポートいたします。

決算・申告業務

- ・ 決算前に打合せをし、必要な対策を検討した上で決算予測や納税予測を行います。
- ・ 月次決算の積み上げとして質の高い決算書及び申告書をスピーディーに作成します。
- ・ 「中小企業の会計処理に関する指針」に準拠し、決算書類の信頼性確保と金融機関の評価向上に努めます。
- ・ 「書面添付制度」の推進により、税務調査の省略化と簡略化を図ります。
- ・ 決算完了後に決算説明会を開催し、決算内容のご説明と翌期の利益計画を行います。

ワンストップサービス

- ・ 関連グループの専門性を集結し、高品質のサービスを提供いたします。

TAO 税理士法人

 **TAO 社会保険労務士法人**
人事・労務に関するお悩み
給与計算



TAO 相続支援センター 
相続

湘南経理代行 株式会社
記帳代行
振込業務
経理に関わるアウトソーシング業務

 **Shonan Property Consultants**
株式会社 湘南財産コンサルタンツ
資産運用
保険

TAO 税理士法人

藤沢事務所

TEL 0466-25-6008 FAX 0466-25-6968

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様の希望に応じて時間外、
土日祝も対応可能です。

所在地 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-1-15
藤沢リハビリ2F・3F

渋谷事務所

TEL 03-3486-1161 FAX 03-3486-1162

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様の希望に応じて時間外、
土日祝も対応可能です。

所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-6-20
第5矢木ビル4F



<https://www.tao.or.jp>